第13期　定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都中央区八重洲一丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル２階
ベルサール八重洲　Room　A・B・C

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目　次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 17
連結計算書類 …… 37
計算書類 …… 40
監査報告 …… 43

証券コード：3284
株式会社フージャースホールディングス

株 主 各 位

証券コード　3284
2026年６月４日
（電子提供措置の開始日2026年５月28日）
東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
株式会社フージャースホールディングス
代表取締役社長執行役員　　小　川　栄　一

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

＜当社ウェブサイト＞
https://www.hoosiers.co.jp/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「フージャースホールディングス」または「コード」に「3284」（半角）を入力・検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認ください。

＜東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）＞
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年６月23日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時		2026年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場　　所		東京都中央区八重洲一丁目３番７号 八重洲ファーストフィナンシャルビル２階 ベルサール八重洲　RoomA・B・C
3 目的事項	報告事項	1. 第13期（自：2025年４月１日　至：2026年３月31日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期（自：2025年４月１日　至：2026年３月31日） 計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は節電への対応として、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会では、インターネットによるライブ配信は予定しておりません。

当社ウェブサイト（https://www.hoosiers.co.jp/ ）

以　上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。
（ご捺印は不要です。）

書面で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等で議決権を行使する場合

次頁の案内に従って、
議案に対する賛否をご入力ください。

期　限	2026 年 6 月 23 日（火曜日）午後６時まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

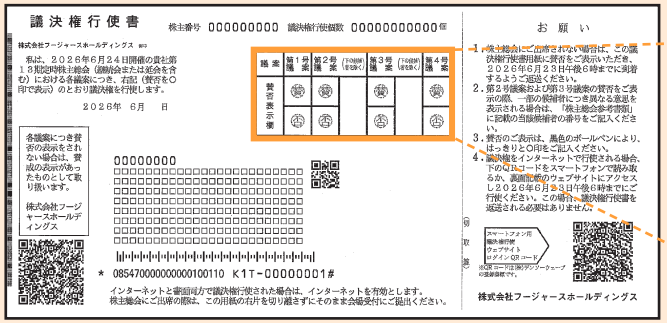

議決権行使書

株主番号 00000000　議決権行使個数 00000000個

株式会社フージャースホールディングス 殿

私は、２０２６年６月２４日開催の貴社第１３期定時株主総会（招集会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

２０２６年　６月　日

議案	第1号議案	第2号議案	（下の候補者を除く）	第3号議案	（下の候補者を除く）	第4号議案
賛否表示	賛 否	賛 否		賛 否		賛 否

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

株式会社フージャースホールディングス

00000000

＊ 085470000000000100110 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

お願い

1．株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、２０２６年６月２３日午後６時までに到着するようご返送ください。
2．第２号議案および第３号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
3．賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
4．議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにアクセスし２０２６年６月２３日午後６時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードは正しくご入力されてもログインできない場合があります。

株式会社フージャースホールディングス

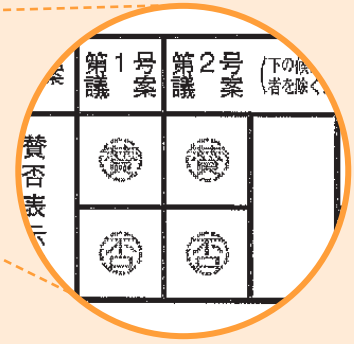

第１・４号議案について

賛成の場合→ 賛 に○印
反対の場合→ 否 に○印

第２・３号議案について

全員賛成の場合→ 賛 に○印
全員反対の場合→ 否 に○印
一部候補者に反対の場合→ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

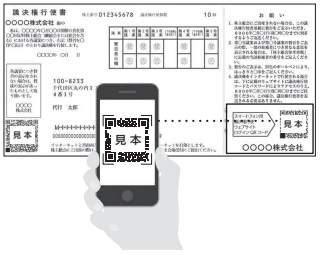

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

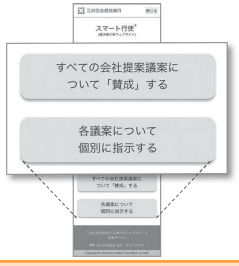

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

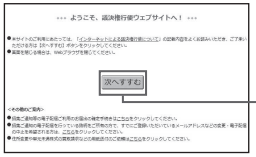

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

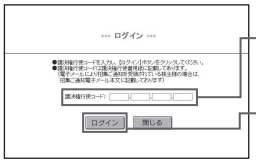

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

期　限　2026 年 6 月 23 日（火曜日）午後６時まで

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

・書面及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

第13期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類	金銭といたします。
（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金　**37円** 総額　**1,531,793,081円** （ご参考） 中間配当を含めた年間配当金は、１株につき金74円となります。
（3）剰余金の配当が効力を生じる日	2026年６月25日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、１名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は、各候補者は当社の定める「役員選任基準」に従って選任されており、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任　廣岡哲也（ひろおか てつや）	取締役会長	100%（15／15回）
2	再任　小川栄一（おがわ えいいち）	代表取締役社長執行役員	100%（15／15回）
3	新任　藤井道哉（ふじい みちや）	執行役員	－
4	再任　社外　独立　安昌寿（あん まさとし）	社外取締役	93%（14／15回）
5	再任　社外　独立　坪山昌司（つぼやま しょうじ）	社外取締役	100%（15／15回）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再 任	 ひろおか　てつや 廣岡　哲也 （1963年６月25日生） 2025年度 〈取締役会出席状況〉 15／15回 100％	1987 年 4 月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 1994 年12月　㈲フージャース（現、㈱フージャースコーポレーション）設立　代表取締役 2013 年 4 月　当社代表取締役社長 2017 年 5 月　Hoosiers Asia Pacific Pte.Ltd. Director（現任） 2021 年10月　Hoosiers Real Estate (Thailand) Co., Ltd. Director（現任） 2022 年 4 月　当社代表取締役会長執行役員 2025 年 6 月　当社取締役会長（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループ会社の創業者であり、かつ取締役として30年以上にわたり経営をけん引し、企業経営及び不動産事業全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後も経営全般を監督する役割を期待できると判断したためであります。	8,987,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再 任	 おがわ　えいいち 小川　栄一 （1964年12月６日生） 2025年度 〈取締役会出席状況〉 15／15回 100％	1988 年 4 月　㈱リクルートコスモス（現、㈱コスモスイニシア）入社 2001 年 7 月　㈱フージャースコーポレーション入社 2002 年 2 月　同社取締役 2009 年 7 月　㈱エーワンコーポレーション代表取締役 2015 年 4 月　㈱原弘産（現、㈱REVOLUTION）取締役 2016 年 4 月　㈱フージャースコーポレーション取締役 2017 年 4 月　同社代表取締役社長（現任） 2019 年 6 月　当社取締役 2022 年 4 月　当社代表取締役社長執行役員（現任） ■取締役候補者とした理由 同氏を取締役候補者とした理由は、当社グループ会社である株式会社フージャースコーポレーションをはじめ、複数の企業の役員の経歴、及び企画開発、建築設計、事業推進等の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループにおける経営の重要事項の決定、業務執行の監督及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できると判断したためであります。	49,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 新 任	 ふじい　みちや 藤井　道哉 （1967年８月３日生）	1990 年 4 月　㈱太陽神戸三井銀行（現、㈱三井住友銀行）入行 2005 年 7 月　BNPパリバ証券㈱不動産ファイナンスグループヘッド 2006 年10月　UBS証券㈱エグゼクティブディレクター 2010 年10月　㈱東京スター銀行法人金融部門不動産ファイナンス部長 2018 年10月　同行個人金融部門マーケティング・プロダクツ本部長 2019 年 4 月　同行執行役 2022 年10月　当社入社　執行役員（現任）	０株

■取締役候補者とした理由

同氏を取締役候補者とした理由は、国内外の金融機関における業務経験、当社における財務経理部門及び法務部門を管掌する執行役員としてファイナンス及びリスクマネジメントに対する豊富な経験と幅広い見識を有しているためであります。これらの経験及び見識を活かし、当社グループにおける経営の重要事項の決定、業務執行の監督及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できると判断したためであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再 任 社 外 独 立	 あん　まさとし 安　昌寿 （1949年６月16日生） 2025年度 〈取締役会出席状況〉 14／15回 93%	1975 年 4 月　㈱日建設計入社 2001 年 3 月　同社執行役員東京副代表兼東京計画事務所長 2006 年 1 月　同社代表取締役副社長 2014 年 1 月　㈱日建設計総合研究所取締役会長 2016 年 9 月　㈱MAパートナーズ代表取締役会長 2018 年 6 月　ダイナエアー㈱取締役副社長（現任） 2019 年 6 月　当社社外取締役（現任） 2024 年 7 月　㈱MAコーポレーション代表取締役会長（現任） ㈱MAパートナーズ取締役（現任）	6,800株

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社日建設計において、長年代表取締役を務め、企業経営における豊富な経験と建築設計、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を有しているためです。

選任後は経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、品質管理、都市計画及び再開発事業の分野における幅広い見識を活かした助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。

また、同氏が選任された場合は、指名報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	 つぼやま　しょうじ 坪山　昌司 （1965年12月19日生） 2025年度 〈取締役会出席状況〉 15／15回 100%	1988 年 4 月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社（現、シティグループ証券㈱）入社 1996 年 7 月　UBS証券㈱入社 2013 年 8 月　同社常務執行役員 2016 年 9 月　EVOLUTION JAPAN証券㈱代表取締役会長兼CEO 2019 年 5 月　㈱キャピタリンク・インベストメント（現、㈱キャピタリンク・パートナーズ）代表取締役（現任） 2020 年 6 月　当社社外取締役（現任） 2024 年 4 月　東京大学応用資本市場研究センターフェロー 2024 年 9 月　公益財団法人国際文化会館理事（現任） 2025 年 4 月　東京大学応用資本市場研究センター特任教授（現任） ■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営及び金融・証券業における豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。 選任後は、経営全般に対する意見をいただくとともに、特に、財務・会計・資本戦略に係る助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	17,400株

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．安昌寿氏及び坪山昌司氏は、社外取締役候補者であります。
3．当社は、安昌寿氏及び坪山昌司氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5．安昌寿氏及び坪山昌司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、安昌寿氏の在任期間は、本総会終結の時をもって７年、坪山昌司氏の在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
6．当社は、安昌寿氏及び坪山昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。また、両氏は当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7．廣岡哲也氏が所有する当社の株式の数には、同氏が「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA」名義にて所有する株式数を含んでおります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督機能の一層の強化を図るため、１名増員し、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役３名）の選任をお願いするものであります。

各監査等委員である取締役候補者は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数
1	再任　今井厚弘（いまい あつひろ）	取締役常勤監査等委員	100%（15／15回）	100%（13／13回）
2	新任　社外　独立　伊藤直樹（いとう なおき）	－	－	－
3	再任　社外　独立　タニグチ直子（たにぐち なおこ）	社外取締役監査等委員	100%（15／15回）	100%（13／13回）
4	再任　社外　独立　松尾信吉（まつお しんきち）	社外取締役監査等委員	100%（15／15回）	100%（13／13回）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 今井（いまい）　厚弘（あつひろ） （1960年12月４日生）	1983 年 ４ 月　㈱協和銀行（現、㈱りそな銀行）入行 2004 年 ４ 月　㈱りそな銀行コンプライアンス統括部長 2013 年 ５ 月　㈱いなげや入社 2016 年 ６ 月　同社取締役IR担当兼管理本部長 2019 年 １ 月　当社入社 2019 年 ４ 月　当社リスクマネジメント部長兼内部監査室長 2020 年 ５ 月　㈱フージャースウェルネス＆スポーツ監査役（現任） ㈱フージャースリートアドバイザーズ（現、㈱フージャースキャピタルマネジメント）監査役（現任） 2020 年 ６ 月　㈱フージャースリビングサービス（現、㈱フージャースウェルビーイングパートナーズ）監査役（現任） 2021 年 ６ 月　当社常勤監査役 2022 年 ６ 月　当社取締役常勤監査等委員（現任） 2022 年 ９ 月　㈱インテージホールディングス社外取締役（現任） 2022 年12月　㈱ホームステージ監査役（現任）	5,600株
	2025年度 〈取締役会出席状況〉 15／15回　100％ 〈監査等委員会出席状況〉 13／13回　100％	■監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、長年の金融機関における業務経験に加え、事業会社管理本部長、当社リスクマネジメント部長兼内部監査室長等を務めた経験により、企業管理部門業務に精通しており、特にリスク管理、内部統制、コーポレート・ガバナンス等につき高い知見を有しております。これらの専門性及び見識を活かし、客観的・中立的な立場から当社の経営を監督いただけるとの判断から、監査等委員である取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	 伊藤（いとう）　直樹（なおき） （1968年11月10日生）	1991 年 ４ 月　㈱協和埼玉銀行（現、㈱りそな銀行）入行 2015 年 ４ 月　㈱りそな銀行新横浜支店長 2017 年 ４ 月　同行東京営業部営業第一部長 2019 年 ４ 月　同行新都心営業部長 2022 年 ４ 月　りそなデジタルハブ㈱代表取締役社長	０株
		■監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、長年にわたる金融機関における業務経験に加え、事業会社の経営に携わった経験を通じ、金融分野に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに、取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、特にリスク管理及び財務・会計に関する専門的見地から助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	 たにぐち　なおこ **タニグチ　直子** （1965年6月25日生）	1993年5月　ニューヨーク州弁護士登録 1994年1月　Davis Polk and Wardwell 入所 1998年11月　メリルリンチ証券㈱ 入社 2000年7月　モルガン・スタンレー証券㈱ 入社 2003年3月　リーマン・ブラザーズ証券㈱ 入社 2009年8月　日本GE㈱ 入社 キャピタル部門 法務部長 2016年11月　富士重工業㈱（現、㈱SUBARU）入社 2017年1月　同社法務部長 2017年2月　一般財団法人みらいRITA（現、公益財団法人みらいRITA）評議員（現任） 2021年2月　日本電気㈱ 入社 2021年4月　同社法務部長 2024年6月　当社社外取締役監査等委員（現任）	2,000株
	2025年度 〈取締役会出席状況〉 15／15回 100% 〈監査等委員会出席状況〉 13／13回 100%	■監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、ニューヨーク州弁護士としての長年の経験を通じ培ったリスク管理、企業法務全般やコーポレート・ガバナンス等に関する高い知見を有しております。客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、リスク管理、人事制度全般、及びコーポレート・ガバナンスに関する助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 社外 独立	 まつお　しんきち **松尾　信吉** （1969年1月9日生）	1991年4月　三菱電機㈱入社 1993年4月　横浜市入庁 1995年10月　太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年4月　公認会計士登録 2010年7月　新日本有限責任監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）パートナー 2018年6月　ネクストリープ㈱設立 代表取締役（現任） 2018年10月　㈱アンビスホールディングス社外監査役 2019年6月　生化学工業㈱社外監査役（現任） 2019年8月　宝印刷㈱（現、㈱TAKARA ＆ COMPANY）社外監査役（現任） 2023年12月　NSグループ㈱社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月　当社社外取締役監査等委員（現任）	100株
	2025年度 〈取締役会出席状況〉 15／15回 100% 〈監査等委員会出席状況〉 13／13回 100%	■監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏は、公認会計士として長年にわたり会計監査の業務に従事し、企業会計・監査の分野において豊富な経験と幅広い知見を有しております。不動産鑑定士としての専門性及び見識も活かし、客観的・中立的な立場から当社の経営を監査いただくとともに、取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、及び財務・会計に関する助言をいただくことで、独立した立場で当社の経営を監督いただくことを期待しております。	

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．伊藤直樹氏、タニグチ直子氏、及び松尾信吉氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、今井厚弘氏、タニグチ直子氏及び松尾信吉氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。なお、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、伊藤直樹氏の選任が承認された場合は、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約は会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとするという内容であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
６．タニグチ直子氏及び松尾信吉氏は、現在、当社の社外取締役監査等委員でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
７．タニグチ直子氏及び松尾信吉氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
８．伊藤直樹氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであり、遠山康氏は社外取締役の補欠の監査等委員である取締役候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
社外 独立	 とおやま　やすし **遠山　康** （1965年5月１日生）	1993 年 4 月　弁護士登録（第二東京弁護士会） あさひ法律事務所入所 1999 年 6 月　須藤・遠山・髙井法律事務所開設 2000 年 9 月　遠山康法律事務所開設 2006 年 4 月　東京簡易裁判所民事調停委員（現任） 2015 年 1 月　東京簡易裁判所司法委員（現任） 2019 年 6 月　公益財団法人自転車駐車場整備センター監事（現任） 酒井重工業㈱買収防衛策に係る独立委員会委員（現任） 2020 年 6 月　当社補欠監査役 2021 年 4 月　厚生労働省公共調達中央監視委員会委員（現任） 2023 年 6 月　当社補欠監査等委員である取締役 2024 年 4 月　当社社外取締役監査等委員 2024 年 6 月　当社補欠監査等委員である取締役（現任）	０株
		■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査体制強化に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役に就任された場合にこれらの経験と見識を生かして当社の業務執行の監査・監督を適切に担うことが期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．遠山康氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

３．当社は、遠山康氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その契約は、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとするという内容であります。

４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。遠山康氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

５．遠山康氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定であります。

【ご参考】

取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

本定時株主総会において、第２号及び第３号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験は、以下のとおりです。（各取締役が保有するスキルのうち、主なもの最大３つに●印をつけています。）

				専門性と経験					
氏名	就任後の役職	社外	独立	企業経営・戦略	事業	人事	リスクガバナンス	資本市場	財務・会計
廣岡哲也（ひろおか てつや）	取締役会長			●	●	●			
小川栄一（おがわ えいいち）	代表取締役社長執行役員兼CEO			●	●	●			
藤井道哉（ふじい みちや）	取締役専務執行役員兼CFO						●	●	●
安昌寿（あん まさとし）	取締役	○	○	●	●				
坪山昌司（つぼやま しょうじ）	取締役	○	○	●			●	●	
今井厚弘（いまい あつひろ）	取締役常勤監査等委員						●		●
伊藤直樹（いとう なおき）	取締役常勤監査等委員	○	○				●		●
タニグチ直子（たにぐち なおこ）	取締役監査等委員	○	○				●		
松尾信吉（まつお しんきち）	取締役監査等委員	○	○					●	●

【ご参考】

独立役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役について、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、次の各項のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しています。

① 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者　※注1
② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者　※注2
③ 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者　※注3
④ 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者　※注4
⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等　※注5
⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者　※注6
⑧ 当社グループの主要株主又はその業務執行者　※注7
⑨ 上記①～⑧に該当する者の近親者　※注8
⑩ 上記①～⑨に過去３年間において該当していた者

（注）
1.「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人である者その他これらに準じる者をいう。
2.「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の連結売上高の2％を超える額の支払いを当社グループに行っている者をいう。
3.「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の連結売上高の2％を超える額の支払いを当社グループから受けている者をいう。
4.「主要な借入先」とは、直近事業年度において当社の連結総資産の2％を超える額の融資を当社グループに行っている者をいう。
5.「多額の金銭その他の財産」とは、年間10百万円を超える額の支払いをいう。
6.「多額の寄付」とは、年間10百万円を超える額の寄付をいう。
7.「主要株主」とは、直近の事業年度において発行済株式の総数の10％以上の株式を有している株主をいう。
8.「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

以　上

事業報告（自：2025年４月１日　至：2026年３月31日）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、当社及び連結子会社22社、持分法適用関連会社１社によって構成されております。近年において多様化するニーズに対応し、市況に左右されない安定的な事業基盤を構築することに努めてまいりました。

当社グループは、不動産開発事業においては、地方都市における再開発事業を中核とし、引き続きエリアの拡大に努めており、引渡戸数は1,280戸となりました。ＣＣＲＣ事業では、アクティブシニアをメインターゲットとし、首都圏においてより発展的な事業展開を実現しており、シニアマンションにて引渡戸数は250戸となり、運営戸数は2,631戸となりました。

さらに、ホテル事業、スポーツクラブ事業、ＰＦＩ事業など、不動産事業と親和性のある周辺事業にも取り組み、人々の暮らしへの新たな付加価値の提供に注力しております。

	第12期（2025年３月期）	第13期（2026年３月期）	前期比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	92,153	138,579	50.4％増
営業利益	9,227	13,800	49.6％増
経常利益	8,604	11,820	37.4％増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,462	7,129	30.5％増

当連結会計年度におきまして、引渡戸数は1,530戸25棟、当連結会計年度末時点の管理戸数は26,653戸となっております。その結果、当連結会計年度におきまして、連結経営成績は、売上高1,385億79百万円（前期比50.4％増）、営業利益138億円（前期比49.6％増）、経常利益118億20百万円（前期比37.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益71億29百万円（前期比30.5％増）を計上いたしました。

セグメントごとの業績を示しますと、次のとおりであります。

不動産開発事業 売上高 63,303 百万円 （前期比　18.1％増）	当連結会計年度におきましては、売上高633億３百万円（前期比18.1％増）、営業利益26億95百万円（前期比44.4％減）を計上いたしました。 ①　不動産売上高 分譲マンション及び分譲戸建として「デュオヒルズ六甲道」（兵庫県神戸市）、「デュオヒルズ青梅ザ・ファースト」（東京都青梅市）、「デュオアベニュー経堂グラン」（東京都世田谷区）など計1,280戸の引渡により、売上高623億97百万円（前期比19.2％増）となりました。 ②　その他収入 ローン取扱手数料の他、賃貸収入等を合わせまして、売上高９億６百万円（前期比29.0％減）を計上いたしました。
ＣＣＲＣ事業 売上高 14,235 百万円 （前期比　282.2％増）	当連結会計年度におきましては、売上高142億35百万円（前期比282.2％増）、営業利益７億６百万円（前期は営業損失３億55百万円）を計上いたしました。 ①　不動産売上高 シニア向け分譲マンションとして「デュオセーヌ横浜青葉台」（神奈川県横浜市）、「デュオセーヌ横濱二俣川」（神奈川県横浜市）、「デュオセーヌ千葉蘇我」（千葉県千葉市）など計250戸の引渡により、売上高124億69百万円（前期比474.7％増）となりました。 ②　その他収入 ライフサービスの運営等により、売上高17億66百万円（前期比13.6％増）を計上いたしました。
不動産投資事業 売上高 52,639 百万円 （前期比　99.0％増）	当連結会計年度におきましては、売上高526億39百万円（前期比99.0％増）、営業利益95億５百万円（前期比115.8％増）を計上いたしました。 ①　不動産売上高 賃貸マンション（中高層及び低層）として「デュオフラッツ恵比寿」（東京都渋谷区）、「デュオフラッツ巣鴨」（東京都豊島区）など計25棟を計上し、売上高500億53百万円（前期比117.3％増）を計上いたしました。 ②　賃貸収入 保有収益物件の稼働により、売上高22億93百万円（前期比24.5％減）を計上いたしました。 ③　その他収入 賃貸管理収入等により、売上高２億93百万円（前期比22.5％減）を計上いたしました。

不動産関連 サービス事業 売上高 8,399 百万円 （前期比　0.3％増）	当連結会計年度におきましては、売上高83億99百万円（前期比0.3％増）、営業利益５億41百万円（前期比34.1％増）を計上いたしました。 ①　マンション管理収入 マンション管理において、「デュオヒルズ六甲道」（兵庫県神戸市）、「デュオヒルズ青梅ザ・ファースト」（東京都青梅市）などの管理受託を新たに開始し、売上高23億86百万円（前期比6.7％増）を計上いたしました。 ②　スポーツクラブ運営収入 スポーツクラブの運営を中心に、売上高36億55百万円（前期比1.7％減）を計上いたしました。 ③　その他収入 ホテル運営、PFI事業、工事受託等において、売上高23億57百万円（前期比2.5％減）を計上いたしました。

（2）企業集団の資金調達の状況

事業用地の取得や借換え等に伴い、当連結会計年度中に905億19百万円の借入れを行い、期中において911億23百万円の返済を行っております。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、建築コストや金利動向の変化に加え、人口動態やライフスタイルの多様化等を背景として、事業機会とリスクの双方が拡大しております。不動産市場においては、エリア特性や顧客ニーズを踏まえた付加価値創出が一層重要となっております。

このような環境のもと、当社グループは第２次中期経営計画（2022年３月期～2026年３月期）において、「安定供給・安定収益体制の確立」「事業戦略とESG戦略の融合」「将来成長への挑戦」「財務基盤の強化と資本効率向上の両立」を重要方針として掲げ、創業以来の強みである住宅分野を中心に、事業領域の拡充と収益基盤の強化に取り組んでまいりました。その結果、第２次中期経営計画において掲げた連結ベースでの利益計画および資本・財務目標を達成いたしました。

また、当社グループは、2027年３月期を初年度とする第３次中期経営計画（2027年３月期～2031年３月期）を策定いたしました。当社グループが目指す“ソーシャルデベロッパー”「社会構造変化から生じる構造需要※1を、顧客起点で事業化する存在」の実現に向け、「資本効率を伴う成長への転換 ～利益成長の継続に加え、ROICを起点に成長の質を高める～」を基本方針としております。

具体的には、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 事業ポートフォリオの転換

各事業の役割を明確化するとともに資本効率を踏まえた投資判断及び資本配分を推進し、持続的な成長に向けた事業ポートフォリオの構築に取り組んでまいります。

② シニアマンション事業の成長ドライバー化

人口動態の変化等を背景としたシニア層の住まいに対する需要を捉え、重点投資を実施することで、収益の向上を図ってまいります。また、分譲後の運営・仲介・関連サービス等を通じて、継続的な収益機会の拡大に取り組んでまいります。

③ 人的資本×DXによる再現性向上

人材の育成・活躍推進とデジタルの活用により、顧客理解や成功要因の組織知化を進めるとともに、商品企画・販売・運営の精度向上を図り、事業運営の再現性を高めてまいります。

当社グループは、これらの重点課題への取り組みを通じて、社会価値と経済価値の双方を創出し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※1 構造需要：人口動態・地域課題・ライフスタイル変化など、社会構造の変化から継続的に生じる需要

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)

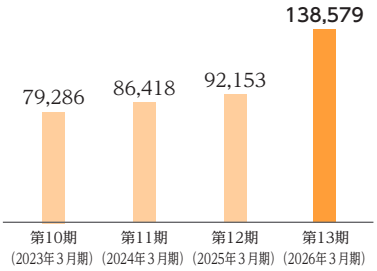

経常利益 (単位：百万円)

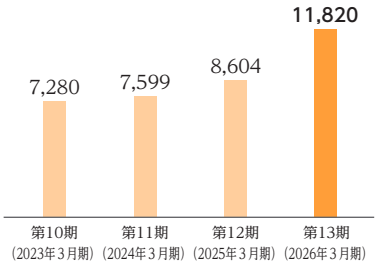

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

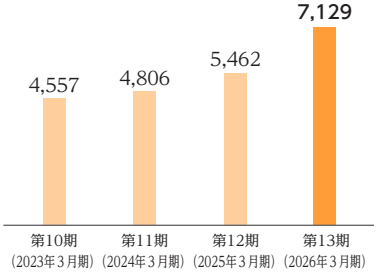

1株当たり当期純利益 (単位：円)

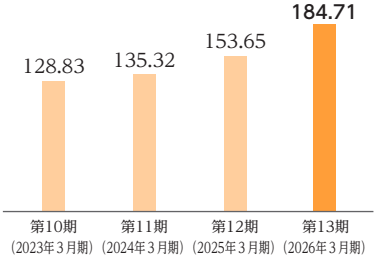

総資産/純資産 (単位：百万円)

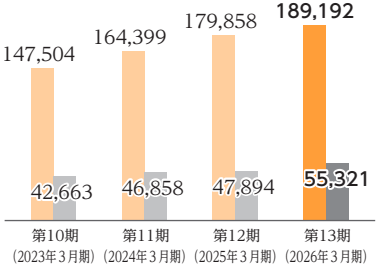

		第10期 (2023年3月期)	第11期 (2024年3月期)	第12期 (2025年3月期)	第13期 (当期) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	79,286	86,418	92,153	138,579
経常利益	(百万円)	7,280	7,599	8,604	11,820
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,557	4,806	5,462	7,129
1株当たり当期純利益	(円)	128.83	135.32	153.65	184.71
総資産	(百万円)	147,504	164,399	179,858	189,192
純資産	(百万円)	42,663	46,858	47,894	55,321

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 企業集団の主要な事業の内容 (2026年３月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産開発事業	新築マンション分譲事業、全国市街地再開発事業への参画、新築戸建分譲事業
ＣＣＲＣ事業	シニア向け新築マンション分譲事業 シニア向けマンション管理・運営事業、介護保険事業
不動産投資事業	不動産投資事業、収益不動産開発事業、不動産賃貸業、私募リート及び私募ファンドの運用、コンサルティング業、海外事業
不動産関連サービス事業	マンション管理事業、ビル管理事業、保険代理店事業、インテリア販売・リフォーム事業、ホテル運営事業、スポーツクラブ運営事業 ＰＰＰ及びＰＦＩ事業の企画・マネジメント、コンサルティング業

(6) 企業集団の主要な拠点 (2026年３月31日現在)

㈱フージャースホールディングス（当社）	本社	東京都千代田区
㈱フージャースコーポレーション	本社	東京都千代田区
	支店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）
		名古屋（名古屋市）、京都（京都市）、大阪（大阪市）
		中四国（広島市）、九州（福岡市）
㈱ホームステージ	本社	熊本県熊本市
	支店	宮崎（宮崎市）、福岡（福岡市）
㈱フージャースケアデザイン	本社	東京都中央区
㈱フージャースアセットマネジメント	本社	東京都千代田区
	支店	東北（仙台市）
㈱フージャースキャピタルマネジメント	本社	東京都千代田区
Hoosiers Asia Pacific Pte. Ltd.	本社	シンガポール
Hoosiers, Inc.	本社	米国 オレゴン州 ポートランド
PDX Canyons LLC	本社	米国 オレゴン州 ポートランド
Hoosiers Real Estate (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ バンコク
㈱フージャースリビングサービス	本社	東京都中央区
㈱フージャースウェルネス＆スポーツ	本社	東京都中野区

(7) 企業集団の従業員の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減
不動産開発事業	274名	12名
ＣＣＲＣ事業	109名	△1名
不動産投資事業	93名	9名
不動産関連サービス事業	349名	△20名
全社（共通）	99名	6名
合　　計	924名	6名

（注）１　従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。
　　２　全社（共通）として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
男性	572名（　３名増　）	45歳７ヶ月	６年０ヶ月
女性	352名（　３名増　）	43歳１ヶ月	５年１ヶ月
合計又は平均	924名（　６名増　）	44歳８ヶ月	５年７ヶ月

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況 (2026年３月31日現在)

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
㈱フージャースコーポレーション	2,400百万円	100%	不動産開発事業 ＣＣＲＣ事業
㈱ホームステージ	70百万円	100%	不動産開発事業
㈱フージャースケアデザイン	100百万円	100%	ＣＣＲＣ事業
㈱フージャースアセットマネジメント	110百万円	100%	不動産投資事業
㈱フージャースキャピタルマネジメント	100百万円	100%	不動産投資事業
Hoosiers Asia Pacific Pte. Ltd.	21,299千米ドル	100%	不動産投資事業
Hoosiers, Inc.	30,119千米ドル	100%	不動産投資事業
PDX Canyons LLC	17,540千米ドル	100%	不動産投資事業
Hoosiers Real Estate (Thailand) Co., Ltd.	10百万バーツ	49%	不動産投資事業
㈱フージャースリビングサービス	100百万円	100%	不動産関連サービス事業
㈱フージャースウェルネス＆スポーツ	10百万円	95%	不動産関連サービス事業

(注) 1　議決権比率は、間接保有を含んでいます。
2　当社連結子会社である株式会社フージャースコーポレーションは、2026年４月１日付で当社の連結子会社である株式会社フージャースアセットマネジメントを吸収合併いたしました。
3　当社連結子会社である株式会社フージャースリビングサービスは、2026年４月１日付で当社の連結子会社である株式会社フージャースケアデザインを吸収合併し、株式会社フージャースウェルビーイングパートナーズへ商号変更いたしました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
㈱フージャースコーポレーション	東京都千代田区	14,738百万円	47,982百万円

(9) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (2026年３月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	6,164百万円
株式会社三井住友銀行	5,940百万円
株式会社静岡銀行	5,394百万円
株式会社東京スター銀行	4,281百万円

2 株式に関する事項（2026年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　100,000,000株

（2）発行済株式の総数　41,399,813株（自己株式　366,962株を除く）

（3）株主数　23,887名（前期末比　7,970名増）

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
廣岡　哲也	5,074,900	12.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,019,000	9.71
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA	3,912,700	9.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,206,950	2.92
株式会社日本カストディ銀行（金銭信託課税口）	933,200	2.25
株式会社ティ・エイチ・ワン	650,000	1.57
小林　吉宗	492,000	1.19
安藤　天利代	377,800	0.91
JP MORGAN CHASE BANK 385781	376,408	0.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	299,737	0.72

（注）1　当社は、自己株式を366,962株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2　持株比率は、自己株式（366,962株）を控除して計算しております。
3　持株比率の計算上、役員株式給付信託制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有している当社株式498,150株を含めて計算しております。
4　「DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA」名義の株式は、廣岡哲也氏が実質株主として所有しております。これにより、廣岡哲也氏の持株数は8,987,600株となり、持株比率は21.71％となります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2026年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	廣岡　哲也	Hoosiers Asia Pacific Pte. Ltd. Director Hoosiers Real Estate (Thailand) Co., Ltd. Director
代表取締役社長執行役員	小川　栄一	㈱フージャースコーポレーション代表取締役社長 ㈱フージャースアセットマネジメント代表取締役社長
取締役	安　　昌寿	ダイナエアー㈱取締役副社長 ㈱MAコーポレーション代表取締役会長 ㈱MAパートナーズ取締役
取締役	坪山　昌司	㈱キャピタリンク・パートナーズ代表取締役 公益財団法人国際文化会館理事 東京大学応用資本市場研究センター特任教授
取締役常勤監査等委員	今井　厚弘	㈱インテージホールディングス社外取締役 ㈱フージャースケアデザイン監査役 ㈱フージャースキャピタルマネジメント監査役 ㈱フージャースリビングサービス監査役 ㈱フージャースウェルネス＆スポーツ監査役 ㈱ホームステージ監査役
取締役監査等委員	タニグチ　直子	公益財団法人みらいRITA評議員
取締役監査等委員	松尾　信吉	ネクストリープ㈱代表取締役 生化学工業㈱社外監査役 ㈱TAKARA ＆ COMPANY社外監査役 NSグループ㈱社外取締役（監査等委員）

(注) 1　安昌寿氏、坪山昌司氏、タニグチ直子氏及び松尾信吉氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2　松尾信吉氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3　情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、今井厚弘氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4　安昌寿氏、坪山昌司氏、タニグチ直子氏及び松尾信吉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「1．企業集団の現況に関する事項（8）重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為等に起因する損害賠償請求等は、塡補の対象外とされており、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月４日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しておりましたが、2022年５月23日開催の取締役会において、当社の中期経営計画（2022 年３月期～2026 年３月期）における目標達成を通した持続的な成長と、さらなる中長期的な企業価値の向上の実現を目的として、取締役を対象とした役員報酬ポリシー（以下、「本ポリシー」といいます。）を下記内容に改定する決議を行いました。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ　役員報酬制度の基本方針

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に資するとともに、役員が企業の将来成長への挑戦に邁進し、ステークホルダーと価値観を共有できる役員報酬制度となるよう、以下を基本方針とします。

a 企業価値向上に向け必要な人材を確保・維持できる水準であること
b 株主との利益意識の共有や株主重視の経営に資するものであること
c 中長期の業績向上との連動性が高いものであること
d 合理的で公正かつ透明性のある報酬決定プロセスであること

ロ　報酬水準の考え方

当社グループでは、将来成長への挑戦として①不動産開発事業②ＣＣＲＣ事業③不動産投資事業④不動産関連サービス事業に取り組んでおります。当社ではグループガバナンスの強化による意思決定の迅速化及び経営の効率化を図り、更なる企業価値の向上と事業を通じた社会課題解決への貢献に向けて、必要な人材を確保・維持できる適正な報酬水準を設定します。具体的には、外部の報酬コンサルタントを活用して同業種（マンション開発、不動産投資等）の役員報酬水準をベンチマークとして設定し比較を行います。

ハ　報酬構成の考え方

当社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬は毎月定額の基本報酬、短期インセンティブ報酬である年次業績賞与、中長期インセンティブ報酬である株式報酬（株式給付信託）※1で構成されています。報酬の構成割合は、当社グループの企業規模及び事業特性等を踏まえ、年次業績賞与は報酬総額の20％程度、株式報酬は報酬総額の10％程度とします※2。監査等委員（社外取締役を除く。）及び社外取締役の報酬は業務執行者を適切に監督する観点から基本報酬のみ支給するものとします。

※1　本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて当社等の取締役に対して、当社及び対象子会社が役員報酬に係る取締役株式給付規程に従って、業績達成率等に応じて当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社等の取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社等の取締役の退任時となります。

※2　上記割合は、当社が定める基準額100％の変動報酬を支給した場合の基本構成となります。

■ 役員報酬の基本構成体系

	固定報酬	変動報酬（短期）	変動報酬（中長期）
	基本報酬 （金銭）	年次業績賞与 （金銭）	業績連動型株式報酬 （株式・一部金銭）
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	70％	20％	10％
監査等委員（社外取締役を除く。）	100％	－	－
社外取締役	100％	－	－

■ 評価基準

①年次業績賞与

短期のみならず中長期の業績及びサステナビリティへのインセンティブとなるよう、「連結営業利益成長率」「財務健全性」「グループＥＳＧへの取り組み」を評価します。なお、各評価項目に係る評価割合・各目標値等は、毎年度、指名報酬諮問委員会を経て、取締役会にて決定致します。

②株式報酬

株主との利害共有の観点から、中期経営計画の業績指標をベースと致します。中期経営計画に開示の「連結経常利益」目標・事業計画で定める「ＲＯＥ」目標を50％ずつの割合で評価し、業績連動係数のレンジは0～2とします。（目標達成率が120％以上の場合は2、80％未満の場合は0とします。）

目標達成率	業績連動係数
120％以上	2
80％以上120％未満	（達成率-80％）×５
80％未満	0

指標	目標値	評価割合
連結経常利益	中期経営計画にて開示の各年度の数値	50％
ＲＯＥ	中期経営計画に定め、各年度期初に発表する業績予想上の数値	50％

目標達成率・・・連結経常利益に係る業績達成率×評価割合＋ＲＯＥに係る業績達成率×評価割合

ニ　報酬決定プロセス

当社は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬決定については、当該指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会にて決定します。

ホ　エンゲージメント方針

当社の役員報酬制度の内容については、各種法令等に基づき作成・開示する有価証券報告書、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書、サステナビリティレポート及び当社ホームページ等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	131 (20)	94 (20)	22 (対象外)	14 (対象外)	4 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (10)	24 (10)	対象外	対象外	3 (2)

（注）1　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2022年6月24日開催の第9期定時株主総会において、年額3億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名です。また、金銭報酬とは別枠で2022年6月24日開催の第9期定時株主総会において、株式給付信託による業績連動型株式報酬の額は、対象期間（2023年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度、および、当該4事業年度の経過後に開始する5事業年度（原則として中期経営計画に対応する期間とする。）ごと）で1億8,000万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

2　監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第9期定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は４名です。

3　業績連動報酬等の内容は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。

4　非金銭報酬等の内容は、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

5　当事業年度における業績連動報酬にかかる業績の実績は、連結経常利益11,820百万円、ROE15.0%であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
安　　昌寿	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
坪山　昌司	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
タニグチ　直子	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。
松尾　信吉	当社と兼職先との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 （監査等委員を 除く）	安　　昌　寿	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、建築設計、都市計画、再開発事業の分野における知見を活かして経営の監督を行うことを期待しています。取締役会において当社における事業方針決定や品質管理に対する有益な提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務めております。
社外取締役 （監査等委員を 除く）	坪　山　昌　司	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、金融全般に関する幅広い知見を活かして経営の監督を行うことを期待しています。取締役会において当社の資本政策やIR戦略に関して、有益な提言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	タニグチ　直子	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、外資系金融機関の法務部門での勤務経験で得た知見を活かして経営の監督を行うことを期待しています。取締役会において当社のガバナンス及びリスク管理に関して、有益な提言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	松　尾　信　吉	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席し、知見を活かし、議案等について様々な提言を行っております。特に、公認会計士としての専門的な知見を活かして経営の監督を行うことを期待しています。取締役会において、特に、財務・会計に関して有益な提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めております。

（6）社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	4名	30百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称　海南監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1　監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

2　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査等委員会において株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役会設置会社においては、定例の取締役会を毎月１回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項に係る意思決定を行っておりますが、当社及びその子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、グループ経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する基本的事項の報告を求めるとともに、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

当社及びその子会社の取締役の職務の執行にあたっては、将来の事業環境を踏まえて立案された中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標をもとに、各部門においてその目標達成に向け具体策を立案・実行しております。

② 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。当社代表取締役社長執行役員を委員長とし、取締役・子会社社長等を構成メンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に関連事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。

また、内部通報規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款に違反する行為またはそのおそれを発見した場合には、内部通報窓口に通報するよう周知徹底しております。さらに、当社及びその子会社の取締役・使用人に法令等を遵守させるべく、フージャースグループ行動指針を制定しております。

③ 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びその子会社の損失の危険等の管理を行うため、コンプライアンス・リスク管理規程を制定しております。コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、各部門長に損失の危険等に関する事案の報告を求め課題を把握したうえで、対策を実行しております。

また、内部監査規程を制定し、代表取締役社長執行役員に直属する部署として、内部監査業務を管掌する内部監査部門を設置し、定期的に内部監査を行っております。内部監査部門の監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長執行役員に報告し、代表取締役社長執行役員の指示の下、各部門で対策を実行いたします。

グループ各社横断的リスクについて、リスクマネジメントを統括するコンプライアンス・リスク担当役員の下、法務部門が中心となって重要リスクを特定し、代表取締役社長執行役員を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会で審議のうえ、損失の危険に関するリスク対策を講じております。

④ 当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びその子会社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、文書管理規程・情報セキュリティ管理規程、その他各管理マニュアル等に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む）しております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団においては、当社及びその子会社の取締役・使用人がフージャースグループ行動指針に従い業務を行うことで、業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門長に業務に関する事項について報告を求め、必要に応じて指示を行うことにより、業務の適正を確保しております。

⑥ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社及びその子会社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長執行役員の指示の下、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用する体制構築を行っております。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視します。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のためスタッフを置くこととしております。その際、当該スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び他の使用人の指揮命令を受けないようにしております。

⑧ 当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社及びその子会社の取締役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者、及びその子会社の監査役は、当社及びその子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、及び監査等委員会に報告を求められた場合には、直ちに監査等委員会に報告いたします。

⑨ 監査等委員会へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社及びその子会社の取締役・使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しており、その旨を当社及びその子会社の取締役・使用人に周知徹底しております。

⑩ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほかグループ経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。また、内部監査部門及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。以上の他、代表取締役社長執行役員に直属する内部監査部門から取締役会に加え、監査等委員会へ直接報告する経路を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会による業務の適正の確保

当事業年度においては、取締役会を15回開催いたしました。法令や社内規程で定められた事項に関する決議や重要な方針決定を行うとともに、経営に関する重要事項に係る事項に関して議論を行いました。また、必要に応じて社内規程の改定を行いました。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当事業年度においては、コンプライアンス・リスク管理委員会を24回開催いたしました。各部門長に関連事案の報告を求めることで、コンプライアンス・リスクに関する課題を把握したうえで、必要な対応を議論し、必要な対策を指示しました。

また、コンプライアンスの遵守と意識啓発に向けて、全役職員対象のコンプライアンス研修を定期的に行いました。

③ 内部監査の実施について

取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部監査室が、法令・社内規程等の遵守状況について、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。その結果については、代表取締役社長執行役員・取締役会・監査等委員会に対して報告いたしました。各部門・子会社での改善対応後にも、監査を行い、その結果について、代表取締役社長執行役員・取締役会・監査等委員会に対して報告いたしました。

④ 監査等委員会による監査について

監査等委員会は、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施いたしました。また、本事業年度においては、監査等委員会を13回開催し、常勤監査等委員からの会社の状況に関する報告や監査等委員相互による活発な意見交換を行いました。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

※本事業報告の記載数値は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第13期 2026年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**170,027**
現金及び預金	37,933
売掛金	493
商品	16
販売用不動産	41,008
仕掛販売用不動産	84,015
営業投資有価証券	389
前払費用	2,311
その他	4,044
貸倒引当金	△185
固定資産	**19,139**
有形固定資産	**11,906**
建物及び構築物	6,000
機械装置及び運搬具	45
工具、器具及び備品	85
土地	4,300
リース資産	432
建設仮勘定	1,040
無形固定資産	**687**
のれん	106
その他	580
投資その他の資産	**6,546**
投資有価証券	2,221
長期貸付金	1,214
繰延税金資産	1,003
その他	2,122
貸倒引当金	△15
繰延資産	**25**
株式交付費	25
資産合計	**189,192**

科目	第13期 2026年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**55,410**
支払手形及び買掛金	5,919
電子記録債務	850
短期借入金	11,009
１年内償還予定の社債	1,555
１年内返済予定の長期借入金	18,923
未払法人税等	2,392
前受金	7,192
賞与引当金	492
役員賞与引当金	31
アフターサービス引当金	78
その他	6,965
固定負債	**78,460**
社債	2,744
長期借入金	71,873
役員株式給付引当金	279
退職給付に係る負債	10
繰延税金負債	992
資産除去債務	513
その他	2,047
負債合計	**133,870**
純資産の部	
株主資本	**50,910**
資本金	**7,901**
資本剰余金	**14,001**
利益剰余金	**29,558**
自己株式	**△551**
その他の包括利益累計額	**2,130**
その他有価証券評価差額金	**687**
為替換算調整勘定	**1,442**
非支配株主持分	**2,280**
純資産合計	**55,321**
負債純資産合計	**189,192**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第13期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	**138,579**
売上原価	**108,102**
売上総利益	**30,476**
販売費及び一般管理費	**16,676**
営業利益	**13,800**
営業外収益	**1,108**
受取利息	235
受取配当金	101
解約金収入	88
為替差益	442
投資事業組合運用益	66
その他	174
営業外費用	**3,089**
支払利息	2,160
支払手数料	536
株式交付費償却	6
持分法による投資損失	237
その他	148
経常利益	**11,820**
特別利益	**445**
固定資産売却益	216
投資有価証券売却益	172
その他の有価証券売却益	14
投資有価証券償還益	11
事業譲渡益	30
特別損失	**848**
減損損失	441
固定資産除却損	47
解体費用	240
店舗閉鎖損失	19
転貸損失	99
税金等調整前当期純利益	**11,417**
法人税、住民税及び事業税	3,663
法人税等調整額	460
当期純利益	**7,293**
非支配株主に帰属する当期純利益	164
親会社株主に帰属する当期純利益	**7,129**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (第13期 2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	10,843	25,150	△893	40,101
当期変動額					
新株の発行	2,901	2,901			5,803
剰余金の配当			△2,721		△2,721
親会社株主に帰属する当期純利益			7,129		7,129
自己株式の処分		256		341	598
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,901	3,157	4,408	341	10,809
当期末残高	7,901	14,001	29,558	△551	50,910

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	485	1,556	2,041	5,750	47,894
当期変動額					
新株の発行					5,803
剰余金の配当					△2,721
親会社株主に帰属する当期純利益					7,129
自己株式の処分					598
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	202	△113	88	△3,470	△3,381
当期変動額合計	202	△113	88	△3,470	7,427
当期末残高	687	1,442	2,130	2,280	55,321

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第13期 2026年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**9,219**
現金及び預金	8,556
販売用不動産	40
前払費用	141
関係会社短期貸付金	300
未収入金	176
その他	3
固定資産	**38,738**
有形固定資産	**146**
建物	114
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	29
無形固定資産	**409**
ソフトウエア	370
ソフトウエア仮勘定	35
商標権	3
投資その他の資産	**38,182**
投資有価証券	2,213
関係会社株式	23,427
関係会社長期貸付金	11,523
長期前払費用	5
差入保証金	190
その他	821
繰延資産	**25**
株式交付費	25
資産合計	**47,982**

科目	第13期 2026年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**5,655**
１年内償還予定の社債	1,391
１年内返済予定の長期借入金	3,365
未払金	310
未払費用	45
未払法人税等	304
未払消費税等	103
預り金	31
賞与引当金	71
役員賞与引当金	21
その他	8
固定負債	**10,356**
社債	2,340
長期借入金	3,216
関係会社長期借入金	4,237
役員株式給付引当金	139
繰延税金負債	212
その他	209
負債合計	**16,012**
純資産の部	
株主資本	**31,282**
資本金	**7,901**
資本剰余金	**14,017**
資本準備金	2,901
その他資本剰余金	11,115
利益剰余金	**9,915**
利益準備金	1,250
その他利益剰余金	8,665
繰越利益剰余金	8,665
自己株式	**△551**
評価・換算差額等	**687**
その他有価証券評価差額金	687
純資産合計	**31,970**
負債純資産合計	**47,982**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第13期 2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月31日まで
売上高	**5,952**
売上原価	**12**
売上総利益	**5,940**
販売費及び一般管理費	**2,456**
営業利益	**3,484**
営業外収益	**3,390**
受取利息	66
受取配当金	100
関係会社受取利息	532
為替差益	343
投資事業組合運用益	66
関係会社貸倒引当金戻入額	9
債務保証損失引当金戻入額	274
関係会社事業損失引当金戻入額	1,906
その他	89
営業外費用	**462**
支払利息	104
社債利息	102
関係会社支払利息	215
支払手数料	32
株式交付費償却	6
その他	1
経常利益	**6,412**
特別利益	**198**
投資有価証券売却益	172
投資有価証券償還益	11
その他の有価証券売却益	14
特別損失	**1,343**
固定資産除却損	0
投資有価証券償還損	13
関係会社株式評価損	1,329
税引前当期純利益	**5,266**
法人税、住民税及び事業税	342
法人税等調整額	49
当期純利益	**4,875**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （第13期 2025年4月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,000	－	10,859	10,859	1,250	6,511	7,761
当期変動額							
新株の発行	2,901	2,901		2,901			
剰余金の配当						△2,721	△2,721
当期純利益						4,875	4,875
自己株式の処分			256	256			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	2,901	2,901	256	3,157	－	2,153	2,153
当期末残高	7,901	2,901	11,115	14,017	1,250	8,665	9,915

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△893	22,727	485	485	23,213
当期変動額					
新株の発行		5,803			5,803
剰余金の配当		△2,721			△2,721
当期純利益		4,875			4,875
自己株式の処分	341	598			598
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			201	201	201
当期変動額合計	341	8,555	201	201	8,757
当期末残高	△551	31,282	687	687	31,970

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月19日

株式会社　フージャースホールディングス
取締役会　御中

海南監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　秋葉　陽
指定社員
業務執行社員　公認会計士　山田　亮

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フージャースホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
１．連結貸借対照表に関する注記（追加情報）に記載されているとおり、会社は保有目的の変更により、販売用不動産の一部を有形固定資産に振替えている。
２．連結貸借対照表に関する注記（追加情報）に記載されているとおり、会社は保有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産及び仕掛販売用不動産に振替えている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月19日

株式会社　フージャースホールディングス
取締役会　御中

海南監査法人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　秋葉　陽
指定社員 業務執行社員　公認会計士　山田　亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フージャースホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月21日

株式会社フージャースホールディングス　監査等委員会

監査等委員　**今井　厚弘** ㊞

監査等委員　**タニグチ直子** ㊞

監査等委員　**松尾　信吉** ㊞

(注)　監査等委員タニグチ直子及び松尾信吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

※会場は「ベルサール八重洲」となります。近くにございます
「ベルサール日本橋」とお間違えなきようお願いいたします。

会　場　東京都中央区八重洲一丁目３番７号　八重洲ファーストフィナンシャルビル２階
ベルサール八重洲　Room A・B・C

交　通　「日本橋駅」A７出口　直結（東西線・銀座線・浅草線）
「東 京 駅」八重洲北口徒歩４分（JR線・丸ノ内線）

当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。